

# 総合レクリエーション公園・新左近川親水公園

## キッチンカー出店申請要領

### 1. 目的

総合レクリエーション公園・新左近川親水公園のスペースを活用した魅力づくりの一環として、キッチンカー(移動販売車)(以下、「キッチンカー」と称す)を利用した飲食販売を行い、利用者の利便の向上と公園等の魅力を高めることを目的とする。

### 2. 概要

#### (1) キッチンカー事業者登録資格

以下の全てに該当する個人・法人・任意団体は、キッチンカー事業者登録申請書にてキッチンカー事業者として登録することができる。

- ① 上記「1.目的」に同意できる者
- ② キッチンカーを保有及びリースしている者、又は、保有及びリースの計画がある者
- ③ 都内一円にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
- ④ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
- ⑤ 食品賠償保険等に参加している者
- ⑥ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- ⑦ 指定管理者の販売スケジュール、区画に同意できる者
- ⑧ 各種イベント、企画等に積極的に参加、協力できる者

#### (2) キッチンカー事業者登録申請の禁止事業者

以下の何れかに該当する個人・法人・任意団体は、申請することができない。

- ① 制限能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者)
- ② 破産者であって、復権していない者
- ③ 銀行取引停止処分を受けている者
- ④ 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ⑤ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- ⑥ 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- ⑦ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ⑧ 特別区民税等の税金を滞納している者
- ⑨ 暴力団関係者及びその繋がりとされる者

#### (3)出店場所及び区画

別表のとおり定める ※予告なく変更される場合がある。

#### (4)販売可能な商品

営業許可証の範囲内の飲食物とする。

#### (5)販売禁止商品

酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び指定管理者が不相当と判断したもの。

(6)出店スケジュールの調整及び周知

指定管理者にて調整し決定する。

基本的に、出店占用申請の該当月の前月中旬(土日祝の場合は前平日)に指定管理者から一斉メールで出店可否の確認メールを送付する。その後、出店を希望する事業者は、下旬(土日祝の場合は後平日午前)までにそのメールに返信する形で、必要書類一式を添付し、出店希望日を知らせる。

期限後、指定管理者が調整を行った後、出店占用申請者に対し該当月の前月中にスケジュールを周知する。

その後、追加で出店の希望がある場合は、出店希望日から1週間前を期限とし、先着順で申請を受け付ける。申請方法は同じくメールとする。

※指定管理者が行う調整とは、過去の事務処理手続きの履歴及びメニュー等を考慮した総合的な調整のことをいう。

(7)雨天・荒天時の出店キャンセル手続き

- ① 当日キャンセルする場合は、8時30分以降に以下の連絡先に電話連絡  
TEL:03-3675-5030(総合レクリエーション公園サービスセンター)
- ② 当日以外は、指定管理者へメール連絡  
Mail:info@edogawa-recreation.com

(8)出店占用時間

原則として午前10時00分から午後6時00分までとする。なお、状況により時間の短縮、及び延長は申し出により可能とする場合がある。出店時借用した鍵は翌日返却すること。

(9)占用料(江戸川区立公園条例六条別表二)

1日当たりの占用料を

平日:2,000円

休日:4,050円

とし、出店日分を当月最終出店日より5営業日以内に指定管理者が指定する口座へ振り込むこととする。

**振込先:みずほ銀行 麻布支店 普通 3049479 カ)ビヤアメス**

3. その他留意事項

- (1) キッチンカーの搬入・搬出は出店者各自で用意すること
- (2) 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること
- (3) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること
- (4) 出店日には自身でごみ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰ること
- (5) 販売終了後は、設置前と同じ状況に戻すこと(原状復帰)
- (6) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること
- (7) 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合がある
- (8) キッチンカーの破損、紛失等について、指定管理者は一切の責任を負わない
- (9) キッチンカー事業者は、指定管理者の指示する出店場所の調整に対し誠意をもって努めること
- (10) 指定管理者の運営方針に反する行為、虚偽の申請をした場合、連絡なく出店の取りやめをした場合、キッチンカー事業者登録を取り消すことがある

#### 4. キッチンカー出店申請方法

- 本要領「総合レクリエーション公園・新左近川親水公園 キッチンカー出店申請要領」を確認後、必要書類を添付のうえ、①出店希望日、②出店希望公園名、③メニューを指定管理者へメールで送付する。

##### 【必要書類】

- ・営業許可証 一式 の写し (東京都内の保健所が発行したもの)
- ・食品衛生責任者(又はそれに代わる資格証明書)の写し
- ・食品賠償保険等の証明書 の写し
- ・車検証の写し (有効期間満了日が確認できるもの)
- ・販売車写真画像 数枚 (\*車幅・車高を記入。車両全体とナンバープレート確認可能な写真)

以下は該当の事業者さんのみ

- ・(車両をリースしている者は) リース契約書一式の写し

【送付先】 メールアドレス : [info@edogawa-recreation.com](mailto:info@edogawa-recreation.com)

- 申請内容に不備がない場合は、出書類を審査(7日前後)した後、出店が可能と認められた事業者へ出店決定の通知をメールにて送付する。
- 出店決定の通知メールを指定管理者から事業者へ送信する際に出店許可証を送付する。

#### 5. お問い合わせ(年末年始を除く8時30分～17時15分まで)

総合レクリエーション公園サービスセンター

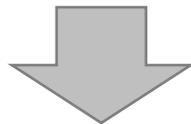
〒134-0085 東京都江戸川区南葛西3丁目17番1号

☎03-3675-5030 FAX 03-3877-8512

メールアドレス : [info@edogawa-recreation.com](mailto:info@edogawa-recreation.com)

<<出店までの流れ>>

「総合レクリエーション公園・新左近川親水公園キッチンカー出店申請要領」を確認



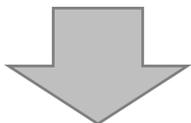
以下の書類と出店希望日・出店希望公園名・メニューを指定管理者へ送付

【必要書類】

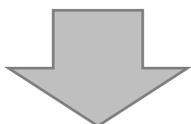
- ・営業許可証 一式 の写し (東京都内の保健所が発行したもの)
- ・車検証の写し (有効期間満了日が確認できるもの)  
    <<該当のみ>>
- ・(車両をリースしている者は) リース契約書一式の写し
- ・食品衛生責任者(又はそれに代わる資格証明書)の写し
- ・食品賠償保険等の証明書 の写し
- ・販売車写真画像 数枚 (\*車幅・車高を記入。車両全体とナンバープレート確認可能な写真)

※車幅・車高によっては出店できない箇所がございます。

【送付先】 [info@edogawa-recreation.com](mailto:info@edogawa-recreation.com)

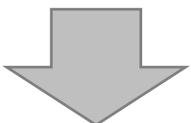


指定管理者にて審査 (7 日前後)



出店調整を行い、出店可能場所、出店日の決定後、メールにて通知

出店



出店日分を当月最終出店日より 5 営業日以内に出店占用料を振り込み  
振込先:みずほ銀行 麻布支店 普通 3049479 カ)ヒビヤアメス